解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月五日

東京都北区中里二丁目一六番七号

財団法人キュックリヒ記念財団

代表清算人　柴垣　寛

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年一月十五日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月五日

鳥取県境港市財ノ木町五六二番地

清算法人中浜地区土地改良区

清算人　松本　慶

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月二十八日開催の理事会及び評議会の決議により平成二十四年十一月二十六日埼玉県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月五日

埼玉県久喜市久本寺五四八番地二

学校法人いーはとーぶ学園

清算人　鳥山喜美代

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年一月三十一日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月五日

和歌山県橋本市東家一丁目一番一号　橋本市土地開発公社

市役所内

清算人　吉田　長司

第七十四期決算公告

平成二十四年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

流動資産	八、四八二、七六三、九九〇
固定資産	一一、一四四、五三一、〇八三
合計	一九、六二七、二九五、〇七三

負債及び純資産の部

流動負債	一〇、三八八、七七九、七六二
固定負債	二、五一二、一〇一、〇〇〇
株主資本	六、七二六、四一四、三一一
資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	七九、〇二五、二五九
利益剰余金	六、五七三、三一〇、七四二
（当期純利益）	（六二七、二一九、二一八）
自己株式	△二五、九二一、六九〇
合計	一九、六二七、二九五、〇七三

平成二十五年三月五日

埼玉県川越市芳野台三丁目一番地一

三輪精機株式会社

第八期決算公告

平成二十四年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	二二、四二五
固定資産	四
資産の部合計	二二、四二九

負債及び純資産の部

流動負債	七、九九九
賞与引当金	二、九八五
その他	五、〇一四
負債の部合計	七、九九九
株主資本	
資本金	一四、四三〇
利益剰余金	一〇、〇〇〇
その他利益剰余金	四、四三〇
（当期純利益）	四、四三〇
	（五、四九四）
純資産の部合計	一四、四三〇
負債及び純資産の部合計	二二、四二九

平成二十五年三月五日

東京都墨田区文花二丁目一番三号

花王ピオニー株式会社

代表取締役　荒井　一雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市黒田町一九番地四、最後の住所岩手県宮古市黒田町七番一〇号

被相続人　亡　齋藤　新平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月五日

岩手県宮古市栄町三番三五号キャトル宮古五階法テラス宮古法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉山　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西中延二丁目一六九番地、最後の住所栃木県日光市所野一五四一番地二三六四

被相続人　亡　藤上　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月五日

栃木県宇都宮市大曽四丁目一〇番三号

相続財産管理人　弁護士　久保田智也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区緑が丘一丁目一九番、最後の住所東京都町田市木曽西一丁目三〇番二二号

被相続人　亡　大山　順功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月五日

神奈川県相模原市南区上鶴間五丁目九番一五号

相続財産管理人　司法書士　植木　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区寺谷二丁目一一番、最後の住所横浜市鶴見区寺谷二丁目一一番一〇号

被相続人　亡　大貫　直美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月五日

横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階

相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県愛甲郡愛川町中津四六二八番地二、最後の住所神奈川県伊勢原市三ノ宮一一六二番地の一二

被相続人　亡　大野　良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月五日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル

相続財産管理人　弁護士　中川裕貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市西小泉町三四番地三、最後の住所静岡県富士宮市西小泉町三四番地の五

被相続人　亡　木ノ内　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月五日

事務所静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇

相続財産管理人　弁護士　杉山　利朗

第20期決算公告　平成25年3月5日

栃木県宇都宮市西川田南二丁目4番13号

株式会社小野測器宇都宮

取締役社長　大越　祐史

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	825,224
	固定資産	25,599
	合計	850,824
負債及び純資産の部	流動負債	153,798
	固定負債	228,462
	株主資本	468,563
	資本金	90,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	358,563
	利益準備金	22,740
	その他利益剰余金	335,823
	（うち当期純利益）	(112,942)
	合計	850,824